

# 日本聾口話普及会による口話法の普及過程とその意味

奥村 典子

## Diffusion Process of Oral Methodology by the Japanese Deaf Oralism Diffusion Society and its meaning

OKUMURA, Noriko

### 要旨

本研究では、日本聾口話普及会の組織と活動を、機関誌『口話式聾教育』の記事を読み取る形で、発足(1925年)から財団法人化(1931年)までを跡づけ、口話法の啓蒙・普及に向けた活動の様相を描き出した。1923年の「盲学校及聾唖学校令」制定を境に、わが国の聾唖教育はそれまでの慈善事業から学校教育として制度的に位置づけられ、教授方法の面では手話法から口話法へと大きく転換が図られた。口話法の発展を牽引したのが、日本聾口話普及会であった。日本聾口話普及会は半官半民団体であり、口話法の普及活動には文部省の意向が浮かび上がってくる。口話法を啓蒙・普及する側として期待された会員には、研究者や教育者だけでなく保護者も含まれていた。彼らは、機関誌の購読や講習会に参加することで口話法の知識と技術を身につけ、普及する側としての役割を果たすことが期待されたのである。

### キーワード

日本聾口話普及会, 機関誌『口話式聾教育』, 口話法

### Abstract

This study traces the organization and activities of the Japanese Deaf Oralism Diffusion Society from Its inauguration in the year 1925 to its incorporated founding in the year 1931, sourced by research in the archives of the institutional journal Oral Education for the Deaf; the study highlights how a foundation was created for enlightenment on and diffusion of the oralism method.

With the promulgation of the order of the School for the Deaf and Blind in the year 1923, the methodology of Japanese deaf education greatly changed, turning from sign language to oralism. The Japanese Deaf Oralism Diffusion Society led the development of oral methodology. As it was a semi-governmental organization, the Ministry of Education's intentions for deaf education emerged along with the diffusion of the oral methodology. Members, including researchers, educators, and guardians, were expected to educate and spread knowledge about the oral methodology. They were expected to acquire knowledge and skills about the oral methodology and play a role in diffusing the methodology by subscribing to the institutional journal and participating in workshop events.

### Key words

The Japanese Deaf Oralism Diffusion Society, journal Oral Education for the Deaf, the oralism method

### はじめに

日本聾口話普及会(以下、普及会)は1925年に発足し、その機関誌として『口話式聾教育』が創刊された。普及会は文部省とのつながりのなかで組織を拡大させていった半官半民団体である。本稿では、普及会の発足から財団法人化(1931年)に至る間に機関誌に掲載された会の動向を伝える記事を分析することで、1920年代後半から30年代初頭における口話法教育の普及に向けた会の動きを把握することを課題としている。

1923年、「国民道徳ノ涵養」を目的に掲げる「盲学校及聾唖学校令」が制定された。これを境に、わが国の聾唖教育はそれまでの慈善事業から学校教育として制度的に位置づけられ、教授方法の面では手話法から口話法へと大きく転換された。この1920年以降の口話法の普及を政策側から推進したのが、当時「盲唖教育及特殊教育」を管掌事項として

いた文部省普通学務局である。文部省は「国民道徳の涵養」という目的のもと、聾唖児の臣民への同化を進める方法として、口話法の習得を奨励し、天皇制教育体制の確立を目指していった<sup>1</sup>。

この時期の聾唖教育行政の整備過程を通史的におさえた研究として『日本近代教育百年史 第六巻 学校教育 4』(教育研究振興会、1974年)を挙げるができる。同書は、1920年代半ば以降、口話法教育体制確立に向けた流れのなかで、普及会は文部省が推し進める口話法教育の啓蒙・普及に努めたと評価する。文部省政策の具現化の様相に着目する同書の視点には筆者も異見はない。しかし、同書の見解は、聾唖学校における口話法学級数という統計上の数値をもって指摘するにとどまっており、普及会の組織や活動の検討はなされておらず、口話法教育普及の実態をふまえたものではないと筆者は考えている。

普及会を対象とする研究は見当たらないが、関連する研究とし

ては、①『聾教育百年のあゆみ』(財団法人聴覚障害者教育福祉協会、1979年)、②佐々木順二・中村満紀男「聾哑学校における専門的教員の増加および口話法の導入と保護機能の分離—大正期から昭和戦前期の福岡盲哑学校を事例として—」(『心身障害学研究』28号、筑波大学心身障害学系、2004年)が挙げられる。①では「口話法の推進」と表題が付された部分(全体を通して章や節が付されていない)で普及会の発足までの経過や発足後の活動について言及されている。しかし、根拠となる資料は一切示されておらず、また全体を通して聾教育の歴史を顕彰するような叙述となっており、論拠の不十分さが指摘できる。②では口話法教育の実践を担う教員の養成がどう取り組まれてきたのかが、文部省および普及会による講習会と福岡聾哑学校内での教師教育の実施状況から検討され、講習会や学校内教育の実施が専門的教員の増加につながったことが指摘されている。これら研究が指摘するところは本研究にとって重要な意味をもつが、口話法教育の普及に普及会がどのように寄与したのかについては十分に明らかでない。

周知のように、1920年代の学校教育の場では、近代学校教育制度の根幹である天皇制理論の慢性的機能不全及び「教育勅語」の形骸化が問題視され、文部省は「国体観念」や「日本精神」を明らかにし普及する必要に迫られていた。文部省は、青年団や女子青年団、少年団等、様々な団体の振興を強化することで国民道徳の徹底を図ろうとした。そしてこの流れのなかで、普及会の活動を読みとることが重要である。つまり、官製的性格を有した普及会の活動には、国民道徳の徹底を図ろうとする文部省の意向の具現化を担う役割が期待されていたものと捉えることができる。

本稿では、普及会設立の趣意や組織の概要、さらには会員に向けた事業活動を機関誌『口話式聾教育』に掲載された記事から丁寧に浮かび上がらせることで、口話法教育の啓蒙・普及に込められた文部省のねらいの具現化に普及会が果たした役割を描き出すことに努める。このことは、普及会の活動を通して聾哑児の教育に携わる教員や親たちが、どのように縦の支配的秩序へからめとられていったのかを問うことにもつながると考える。

## I. 日本聾口話普及会発足までの口話法をめぐる動向

1925年に普及会が発足するまでの口話法をめぐる動向を先行研究に拠りながら、必要に応じて別途資料を補充しつつ確認しておく。

### 1. 教育現場での口話法の胎動

1920年4月、A.K.ライシャワー夫妻によって東京牛込に日本で最初の口話法による私立日本聾話学校が創立した。口話法の指導には教師の資格を得ていた夫人があたった。夫妻は、後述の橋村徳一、西川吉之助、川本宇之介らと共に、口話法の提唱に努めていった<sup>2</sup>。

日本聾話学校が創立した同年、名古屋市立盲哑学校長の橋村徳一が、新入児童への口話法による授業を開始した。橋村は、言葉を話せないという理由で就職困難な状況に陥っている聾哑者が社会で自立した生活を送るためには「聾哑教育は手真似では到底だめだと痛切に感じ、以来手話法を廃し口話式教育の研究に没頭」し、口話法によ

る教育を試みた<sup>3</sup>。同校の教師陣は口話法の教育実践に取り組み、校長として栄進した後は、各地で口話法の普及に努めていった。

文部省の役人であった川本宇之介もまた1920年代初頭から口話法の普及に大きく携わっていった<sup>4</sup>。文部省の派遣で1922年9月より盲聾教育研究のため2年間の欧米視察を行った川本は、帰国後、官立東京聾哑学校兼東京盲学校の教諭に就任した。川本は「学校を離れて後は、普通人と伍して社会生活に入り職業生活を営み得ることを目的とするが故に、どこまでも自主自立的教育を施すことに力むる」米国の聾者に対する認識を高く評価し<sup>5</sup>、日本においても聾児に「大なる抱負と意気とを養ひ、立派なる公民としての自覚と有用なる社会の一員たる自信と之に必要な能力、言語力、読書力、職業に対する技能等を与へる」べきと説いた<sup>6</sup>。視察先で学んだ知識を活かした実践と研究に取り組む川本は、1925年7月に聾教育関係者のための参考書として『聾教育概説』を刊行し、自らが構想する聾教育のあり方を示した。

同じ頃、滋賀県蒲生郡八幡町で一、二を争う豪商の西川家当主、吉之助も娘の濱子が聾と診断されたことを受け、欧米の聾教育に関する書物から発音指導法を学び、自ら娘への口話法による教育を開始した。西川は娘に対する発音指導の経験を活かし、滋賀県立聾話学校で聾児の指導にあたりと共に口話法の啓蒙活動に努めていった。

聾哑者の社会的自立を目指した口話法の実践が、少しずつながらも教育の現場で実績を積み重ねていたことが窺える。

## 2. 耳鼻咽喉科医師による聾哑教育への関与

1899年11月10日、勅令第430号「医科大学ノ部 法医学ノ次ニ左ノ一項ヲ加ウ 耳鼻咽喉科学一講座」が公布された。東京帝国大学医科大学での講座開設のために欧州留学を命じられていた岡田和一郎は、同年12月に帰国後、助教授として耳鼻咽喉科学講座の担当者となり、外来診療と後進育成のための臨床講義に従事した<sup>7</sup>。岡田は臨床研究と共に聴力回復法の研究にも努め、聾哑児の残聴を利用した言語教授方法の講演や東京盲哑学校教員練習科(1903年設立)の嘱託講師として研究の成果を教え説いた。岡田は聾哑教育の義務制実施も訴え、聾哑者の犯罪率を減少させるためにも聾哑児の残聴を利用した教育の必要性を説いていった<sup>8</sup>。

岡田の下で助手を務めていた久保猪之吉は、京都帝国大学福岡医科大学耳鼻咽喉科学講座の教授候補として1903年6月から3年間のドイツ留学が命じられ、1907年1月に帰国後、教授として同講座に着任した。久保は気管支鏡を用いた臨床研究を進める一方で聴力検査のための環境整備の必要性を唱え、1920年に日本で最初の無響室を学内に設立した。また、学校での適切な聴力検査実施の必要性や検査結果を踏まえた残聴を利用した言語指導のあり方を説いた<sup>9</sup>。

岡田や久保による聾哑児の教育方法に関する研究が広く一般の耳鼻咽喉科医師に認知され、彼らによる積極的な関与が行われるのは1930年代に入ってからであり<sup>10</sup>、普及会発足以降のことである。しかし後述するように、岡田は普及会の副会長に就任し、西川や橋村らと共に学校や家庭での口話法の普及に努めていく。20年代の医師による科学的見地からの検査法の向上や残聴を利用した教育方法の提唱が、

普及会の発足を後押ししたことが推察される。

### 3. 法令の整備

口話法の実践が学校や医療機関で始められた頃、聾教育の法的な基礎を明確にしようとする動きもでてきた。1920年11月に名古屋市立盲啞学校で開催された第7回全国盲啞教育大会において「盲啞教育令発布促進会」が組織され、盲啞学校の公立化や国庫補助、盲啞学校令制定等を国家に要求する運動の機運が高まっていった。また1922年4月には帝国盲教育会臨時総会において盲人を主とした「盲啞教育令発布促進会」が発足され、この二つの会が連携して要望請願を関係機関にくり返し行った<sup>11</sup>。

文部省においても盲啞学校の振興充実を図る動きが表れた。1919年12月に開催された第1回全国盲啞学校長会議において、文部省は「盲学校及聾啞学校に於て課すべき職業の種類如何」を諮問した。翌年の第7回全国盲啞教育大会では「盲学校及聾啞学校に於る児童生徒の一学級の定員数如何」を諮問し、現場教員の意見を聞いて学校環境の整備に向けての検討を重ねた。その結果、1923年度の文部省予算に盲啞教育補助費として7万4千円が計上され、全国の81校(公立15校・私立66校)に交付された<sup>12</sup>。また、盲啞学校令制定に向けた文部省勅令案の審議も進められた。1923年6月には、閣議決定された勅令案が枢密院に下付され、そこでの審議を経て、8月1日の本会議で可決成立し、8月27日勅令第375号「盲学校及聾啞学校令」、翌28日に文部省令第34号「公立私立盲学校及聾啞学校規程」が公布された<sup>13</sup>。学校令では、道府県に盲学校と聾啞学校を分離して設置することを義務づけ、公立盲学校及び聾啞学校初等部及びその予科に授業料不徴収の原則が及ぼされた。しかし、学校の設置・維持費は道府県の負担としたため、地方の財政を考慮して学校設置義務の猶予や、盲啞学校の併置を認める内容を附則で規定した。就学義務規定も欠いており、盲・聾児の就学は依然として制約されたものでもあった。また、学校令第一条の目的規定では「盲学校ハ盲人ニ、聾啞学校ハ聾啞者ニ普通教育ヲ施シ其ノ生活ニ須要ナル特殊ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ特ニ国民道徳ノ涵養ニカムヘキモノトス」と定められ、聾教育の目的に教育勅語理念に基づく徳育重視の精神が結びつけられた。

1923年からの10年間に、私立から府県立に移管された聾学校は16校、県立盲聾学校からの分離は4校、新設の府県立と市立の聾学校は5校と、公立への移管、盲聾分離が相次いで進められた<sup>14</sup>。学校令の制定を境に聾教育は教育勅語の精神をまといながら公教育制度の枠内に本格的に位置づけられ始めたのである。

## II. 日本聾口話普及会の発足と財団化

機関誌『口話式聾教育』には日本聾口話普及会の発足からその後の活動内容を伝える記事が多数掲載されている。本章では、それら記事を拾いながら日本聾口話普及会発足から1931年の財団法人化までの組織の概要を捉えることにしたい。

### 1. 日本聾口話普及会発足に向けた動き

機関誌『口話式聾教育』第1巻第5号(1925年10月刊行、29-30頁)

と第4巻第1号(1928年1月刊行、23-29頁)には「日本聾口話普及会経過」と題して発会式の挙行に至るまでの動きが掲載されている。

記事によれば、1925年1月6日から10日までの5日間、名古屋市立盲啞学校で開催された文部省後援聾教育口話法講習会に川本宇之介、西川吉之助、橋村徳一の3人が一堂に会したことが普及会発足の「胚胎を見た」とある。3人の口話法普及に対する思いはいずれも「吾が国聾教育の不振を嘆き、口話法の優越を唱へ、如何にかして聾者のレベルを引き上げんとする」ものであった。会合の結果、「取敢へず雑誌を発行する事になり、やがては一つの会を組織し大方の力を得て口話法を宣伝することになり、翌月の2月20日に『口話式聾教育』第1巻第1号を発行した。西川は会員を募るため、発行した雑誌を各地の盲啞学校や耳鼻科医、新聞社等に無料配布した。

その後も西川、橋村、川本の3人は普及会の宣伝のため各地を訪れている。9月18日には西川が娘の濱子を連れて福井聾啞学校で講演と実演を実施、翌19日には石川県主催通俗盲啞講演会にて西川と濱子、橋村そして名古屋市立盲啞学校の生徒4名が実演を行った。23日には西川と橋村が上京し、日比谷小学校において講演及び実演を、25日は西川が長野市の蔵春閣で講演及び実演、26日には三重県立津盲啞学校で開催された東海盲聾研究会で西川が講演と実演を、28日には京都市立聾啞学校、女子基督教聾児発音学園、同志社大学を訪ね普及宣伝を行った。10月下旬には九州・中国地方を巡回し、大分県立盲啞学校(17日)、鹿児島盲啞学校(21日)、長崎盲啞学校(23日)、熊本盲啞学校(24日)、福岡盲啞学校(25日)、下関盲啞学校(26日)、広島盲啞学校(27日)、岡山盲啞学校(28日)の各校で講演と実演を行っている。

会員を募るのと同時に役員と名誉会員の選定も3人によって進められた。9月14日には京都府立医科大学教授耳鼻科部長の中村登を、翌15日には大阪医科大学教授耳鼻科部長の加藤亨を訪ね、顧問就任を依頼し承諾を得ている。19日には金沢医科大学教授の中村八太郎、松原三郎、久保護躬を訪ね名誉会員に推選する旨を伝え承諾を得、21日に上京した西川と橋村は岡田良平文部大臣と面談し顧問就任の承諾を得ると共に、翌年1月から普及会が開催する口話教員養成講習会の文部省後援の認可を得た。翌22日には麻布の徳川義親邸を訪ね、顧問の承諾と将来会長に就任することの内諾を得たとある。その後も23日には三井財閥の三井弁蔵と大蔵省事務次官の田昌、24日は慶應義塾大学教授耳鼻科部長の小比木修三、25日は長野赤十字社病院小児科部長の佐伯義久、26日は愛知医科大学教授耳鼻科部長の八木澤文吾のもとを訪れ、名誉会員に推選することの承諾を得ている。このような精力的な普及活動の結果、9月には会員は200名を超え、雑誌の発行部数も600から700部までに至った。また顧問、名誉会員の後援も確実なものとなり、「基礎漸く確立するに及」んだことから、11月22日に発会式を挙行したと記事は報じている。

川本、西川そして橋村の三者によって普及会の基盤作りがなされたこと、その際には耳鼻科専門医の賛同や文部省の理解を得るための働きかけがあったことなど、この記事から知ることができる。

## 2. 日本聾口話普及会の発足

機関誌『口話式聾教育』第1巻第3号の「日本聾口話普及会創立」(1925年7月刊行、44-45頁)と題する記事の中で、「趣意」と「会則」が、第1巻第6号には「本会役員」(1925年11月刊行、42-43頁)が掲載されている。

「趣意」によれば、普及会の発足は「聾たるが故に啞たるを余儀なくせられ、全く社会より忘れられたる」聾者に世界各国で実践され、その効果が認められている口話法を用いた教育を施すことで、「普通人と同じく之を遇し、彼等の福祉を増進するは、洵に我等同胞の責任にして、又人類たるもの、義務なり」との信条を実現することにあるとする。そして、実現のためにも「大方有識同憂の士の協賛を得て、普及宣伝の策を講じること、機関誌を発行して「広く智識を中外に求め斯教育関係者の研究に資」すること、さらには講演や実演といった様々な手段を通して口話法の促進発達を図ることが不可欠であり、それこそが「我等の生命となさんことを冀ふ」と述べている。「趣意」は聾者が社会から閉却されている現状を憂い、健常者と同じ社会的地位を得るためには、聾者の口話法の習得は不可欠との思いが表れた叙述となっている。

「会則」は全8条からなる簡易なものである。普及会の目的は「聾者ノ口話普及発達ヲ計リ福祉ヲ増進スルヲ以テ目的トス」(第2条)と規定された。運営の本部(所在地)は名古屋市立盲啞学校内とし(第3条)、発起人の一人である橋村の勤務所に事務所が置かれた。会員は役員推薦による名誉会員と正会員とに区分され、前者は学識名望かつ会の目的事業に賛助する者を推薦の要件とし、後者は年会費1円を支払った医師、教育者、聾者、聾児の保護者等とした(第4条)。聾児の保護者も「会員」に含まれており、口話法の普及・発達には保護者のかかわりは不可欠との理解がそこにある。普及会の運営を担う役員は、「顧問 若干名、会長 一名、副会長 二名、幹事 若干名」(第5条)からなり、これら役員が中心となって「聾ノ科学的研究、聾教育口話法研究、聾児ノ社会的地位ノ向上、図書機関雑誌ノ発行、研究会講習会ノ開催、講師及指導員ノ派遣」(第6条)の6つの事業を実施することを定めている。役員の規定については「会長ハ顧問ノ同意ヲ得テ本会ノ事務ヲ総理ス/副会長ハ会長ヲ補佐シ、又ハ之ヲ代理ス/幹事ハ会長ノ命ニ依リ会務ヲ処理ス」(第7条)だけであり、役員を選出方法にかかわる規程はない。

役員顔ぶれは次の通りである。会長代理兼副会長に岡田和一郎(東京帝国大学名誉教授 医学博士)、副会長に西川吉之助、顧問に林博太郎(貴族院議員・東京帝国大学教授 文学博士 伯爵)、徳川義親(貴族院議員 侯爵)、岡田良平(文部大臣)、加藤享(大阪医科大学教授耳鼻科部長 医学博士)、吉田熊次(東京帝国大学文学部教授 文学博士)、中村登(京都府立医大教授耳鼻科部長 医学博士)、松本亦太郎(東京帝国大学文学部教授 文学博士)、小西重直(京都帝国大学文学部教授 文学博士)、幹事に橋村徳一と川本宇之介が名を連ねた。

12名の役員の内8名が学者であり、現場の実践レベルの関係者というよりは研究者で構成されていたといつてよいだろう。だが、顧問に

現職の文部大臣が就任しており、普及会が文部省とのつながりをもって発足した団体であると捉えることができる。

1925年12月に刊行された『口話式聾教育』第1巻第7号には1925年11月22日に開催された発会式の様子が記録されている(「日本聾口話普及会発会式」26-29頁)。発会式は午後2時から東京帝国大学工学部新講堂で開催された。出席者は300名以上で、会長代理兼副会長の岡田和一郎による開会の挨拶、川本宇之介幹事による設立の経過報告、岡田良平文部大臣の祝辞、ウィルヘルム・ゾルフ独逸駐日大使の祝辞、平塚広義東京府知事の祝辞、中村是公東京市長の祝辞、顧問の徳川義親の挨拶と続き、実演発表として日比谷小学校聾啞学級と指ヶ谷聾啞学校児童による口話法の実演が披露された。その後、祝賀講演として岡田和一郎による「現今口話法の進歩並に聾教育の分類」と顧問の吉田熊次による「一般教育に於ける聾教育の地位」と題する講演が行われ、式は終了した。

この記事には岡田文部大臣の祝辞が収録されている。祝辞のなかで岡田は、「本会ガ聾教育ノ方法トシテ最モ優レタル口話法ニ着目シ或ハ講演ニ或ハ実演ニ或ハ雑誌ニ依リ広く社会ニ訴ヘテ其ノ普及ト発達トヲ図ラントスルハ其ノ旨洵ニ宜シキニ適ヒ方法マタ当ヲ得タリ、今ヤ本会ノ組織或リテ茲ニ発会ノ式ヲ挙ゲラル誠ニコレ聾者ノ福音ニシテ延テハ社会ノ幸慶ト謂フベシ」と述べている。聾教育の方法として口話法に着眼し、その普及を図ろうとする普及会の趣旨を讃えたものであり、文部省による口話法の推奨を印象づけるものであった。

## 3. 財団法人化

1931年1月31日付で文部大臣から財団法人化が許可された。財団法人化に伴い名称は聾教育振興会(以下、振興会)へ変更し、機関誌の名称も『聾口話教育』へと変更した。

1930年5月末頃から財団法人化に向けての動きがみられた<sup>15</sup>。先ず会長の徳川義親と阪谷芳郎、田所美治の3名が田中隆三文部大臣と面会し、口話法教育の振興を促進するためにも官民が協力した組織の設立が不可欠であると説き、振興会設立の発起人の一人に徳川、阪谷、田所と共に田中も名を連ねることの内諾を得ている。そして5月29日に「財団法人聾教育振興会設立趣意書」と6月6日に開催予定の「聾教育振興会招待会」の招待状を田中、徳川、阪谷、田所の連名で発送した。

招待会は午後2時半から総理大臣官邸で開催された。出席者は200名以上で、篠原英太郎文部省普通学務局長による開会の挨拶の後、東京聾啞学校と東京市立聾学校児童による口話実演が披露され、その後、田所による振興会設立の趣旨説明、阪谷の挨拶、徳川会長の挨拶、田中文部大臣の挨拶があり、午後5時に終了した。

記事には篠原の挨拶と田所の趣旨説明が収録されている。振興会設立に文部省が加わることの説明として、政府の力のみで聾教育の発達を図ることは難しく、「必ずや官民の協力に俟たざれば健全なる発達を企図することは出来ない」ものであり、「聾教育の振興は全天下と連繋を保ち、相協力して必然に齎らざるゝもの」であると篠原は述べ、また田所は「斯教育に熱心同情せらるゝ文部大臣が政府の側に在りて、指導奨励に力められ又我々一同が民間より之に協力して斯教育

の普及発達上種々補助翼賛すべき事に尽さば、私は余り長からずして数年たゝぬ中にも従来の不振停頓を挽回して、之を義務教育皆就学の盛況に至らしめ、全国の聾者をして一人も哑者たらしめず普通人と同様に、立派に社会に立ち話も自由に、仕事も完全に遂げ、其福祉を増進し文明の恵沢に依らしめ得る」ことができると述べている<sup>16</sup>。両者の発言は、振興会の設立に文部省が加わる必然性を述べたものであり、文部省の口話法教育の普及に対する関心の強さを印象づけるものであった。

1930年9月に刊行された機関誌『口話式聾教育』第6巻第9号臨時増刊号(13-15頁)には「財団法人聾教育振興会設立趣意書」(以下、趣意書)が、1931年4月刊行の『聾口話教育』第7巻第4号(10-14頁)には「財団法人聾教育振興会寄付行為」(以下、寄付行為)と「財団法人聾教育振興会役員」が掲載されている。

「趣意書」には、1925年に普及会を発足して以降、口話法の啓蒙・普及に努め、現存の聾学校の大半で手話法ではなく口話法による教育が浸透するに至ったこと、しかし、就学している聾児は全体のごく一部であり、教育を必要とする聾児の多数は教育を受ける機会が与えられず、「一生無智無能の非生産的国民として社会に迷惑を及ぼし、真に暗澹たる生涯を送るもの決して少しとせず」状況にあり、そのような聾者に「教育を施し学業を授け自営自活の途を講じ、進んで産業の発展に参加せしめ、以て国民たるの本分を尽し国運の進展に努力し、君恩に答(ママ)へ奉るの道を知悉せしむる」ことで、「独り聾者の福祉を増進し、社会の安寧を企図する所以なるのみならず、弱きを助け足らざるを補ひ、唇齒輔車共存共栄の実を挙ぐる」ことにつながると記されている。従前の「趣意」と大きな違いはなく、聾者が置かれている社会的立場を憂うなかで、健常者と同じく「国民たるの本分」を尽くすためには、聾者の口話法習得は不可欠との考えが示されている。

次に、従前の「会則」と「寄付行為」を比較してみる。目的規定は「聾者ノ口話普及発達ヲ計リ福祉ヲ増進スルヲ以テ目的トス」(「会則」第2条)から「聾教育の振興を図り口話法の発達を促し兼て広く聾者の福祉を増進するを以て目的とす」(「寄付行為」第1条)へと変更されたが、意味内容に大きな変更はみられない。事務所の所在地は文部省構内へと変更された(第4条)。民間団体が官庁の中に事務所を置くことはできないことを踏まえ、振興会が半官半民間団体としての性格が濃いものであったことが指摘できる。

会員の区分は、従前の二種から通常会員・特別会員・名誉会員の三種へと変更された。通常会員は年額1円を納付した者、特別会員は年額10円または一時金100円を支払った者、名誉会員は一時金1000円以上を支払った学識名望な人物で理事会の推薦を得た者とされ、納付金額による区分となった。今回の規定では会員の職種は示されていないが、年会費から推察すると、従前の「正会員」は通常会員に含まれたものと考えられる。つまり、医師、教育者、聾者そして聾児の保護者には会員として引き続き口話法の普及を担う役割が期待されていたと言える。そのことを裏付けるように、『聾口話教育』第7巻4号には「雑誌購読(会員)者を募る」(51頁)と題し、「本会の基礎を確実にし、各方

面の事業を遂行し、本誌の充実を計画し以て、本邦聾教育の振興を図る」ためにも、「聾学校教師並に父兄は勿論、聾教育に興味を有し聾者の福祉増進に関心を有せられ、本会の趣旨目的に賛同せられる諸賢は、何卒本会会員となられ又は本誌の読者となられんことを切望いたします。」と教師や保護者の入会を求める記事を掲載している。

役員に関わる規程は大きく変更された。従前は理事会ならびに評議員会は設置されておらず、会の基本方針の決定にかかわる権限がどこに与えられていたのかは不明瞭であった。しかし財団法人化に伴い理事会と評議員会が置かれ、評議員会は寄付行為の変更や予算・決算、資産の管理方法等を審議する理事長の諮問機能的な位置づけとなり、日常的な組織運営は理事会にその決定権が与えられた。

「寄付行為」の第35条に発足時の役員の名前が挙げられている。表1の通りである。副会長の篠原は文部省普通学務局長、田所は元文部官僚、監事の赤司は元文部官僚、顧問には現職の文部大臣の田中と元文部大臣の水野が名を連ねており、文部省との繋がりの深さが窺える顔ぶれとなっている。

表1. 役員一覧

会長	徳川義親	監事	篠原三千郎
副会長	篠原英太郎	監事	鈴木信吉
理事	阪谷芳郎	顧問	一木喜徳郎
理事	田所美治	顧問	徳川家達
理事	小笠原豊光	顧問	鎌田栄吉
理事	樋口長市	顧問	田中隆三
理事	加藤亨	顧問	岡田良平
理事	西川吉之助	顧問	岡田和一郎
理事	橋村徳一	顧問	水野錬太郎
理事	川本宇之介	顧問	渋沢栄一
監事	赤司鷹一郎	顧問	望月圭介

発会式は1930年4月27日の午後2時半から華族会館で開催された<sup>17</sup>。来賓には水野錬太郎、中川健三文部次官、芝田徹心文部省図書局長、林春雄東京帝国大学医学部長など数十名が出席した。徳川会長による開会の挨拶、一木喜徳郎宮内大臣の祝辞、安達謙蔵内務大臣の祝辞、田中文部大臣の祝辞と続き、その後、口話法の推進に力を入れている東京聾哑学校(読唇教授法・劇「舌切雀」・対話「おもひやり」)、日本聾話学校(音律の練習法)、東京市立聾学校(算術教授法・対話「樵夫と狐」)の児童による実演が披露された。最後に篠原副会長による閉会の挨拶があり、午後4時半過ぎに終了した。

聾児による実演を披露するなど、1925年の普及会発足以来、聾児の口話法習得に努めてきたその成果を強くアピールした内容となっている。実演を見た水野は、「只今此処で実演を見ましても聾哑者も相当に人の言葉を眼で見分けることも、自由に話すことも愉快さが眉宇に表はれて居るのを見るにつけても我知らず、胸に愉快を感じずる次第であります。畢竟是も教育の力であると同時に皆様方の御同情に依ることと考へまして、誠に心嬉しく思ふのであります。〔中略〕国家と致しましても、此聾哑者に対して相当の教育機関を設けて適切な教育を致して居るのであります、更に社会の同情を之に加へて行かねばならないと思ふのであります<sup>18</sup>。」と感想を述べた。「口話法」との言葉は使われてはいないが、そこには口話法による教育成果を讃え、国家的課題として口話法の一層の普及に臨む重要性を示唆しているようにも理解できる。

### Ⅲ. 財団法人化までの主な活動

発足から財団法人化に至る間、普及会は「会則」第6条に挙げた事業活動に取り組んでいった。ここでは会員の口話法に対する理解を深めるうえで大きな役割を果たした機関誌の刊行と講習会活動の2点に注目したい。前者については機関誌の書誌的概要を捉え、後者については教員を対象とした講習会と聾児をもつ家族を対象とした講習会の活動を機関誌に掲載された記事から跡づけてみる。

#### 1. 『口話式聾教育』の刊行

機関誌『口話式聾教育』の刊行は、普及会の各種事業の中で最も重要な位置を占めており、毎月15日に1号、1年に第1号から第12号までの12号が刊行された。創刊が1925年2月10日で、同年に刊行した号を第1巻、以後1年ごとに1巻とカウントしている。なお財団化に伴い第7巻第4号以降は『聾口話教育』と誌名を変更した。編集兼発行人は西川吉之助である。

第1巻第1号の「巻頭言」(1925年2月刊行、1頁)において、西川吉之助は聾教育が一向に振るわない原因の一つに「聾児を持つ父兄保護者は勿論、之が教育に携はる方々の参考になる様な書籍又は刊行物が、殆んど絶無と云つても良い位に乏しい」ことを挙げ、専門雑誌を刊行することは「絶対的必要事で且目下の急務である」との考えを示している。つまりこの機関誌は、聾教育に携わる教員や研究者だけでなく聾児を持つ保護者も対象としたものであった。

#### ①執筆者

記名記事数の多い順に10名の執筆者の氏名と肩書を列挙すると次の通りである。西川吉之助(滋賀県立聾話学校長)126本、橋村徳一(名古屋市立盲聾学校長)58本、川本宇之介(東京聾哑学校教諭)16本、石黒玲(東京市立聾哑学校教諭)13本、西川昌子(西川口話研究所研究員)8本、豊田良一郎(不明)8本、岡正文(京都市立聾哑学校教諭)6本、北里闌(大阪医科大学教授)6本、二宮友薫(不明)6本。記事数の多い上位3名は普及会の中心メンバーである西川、橋村、川本の3人であり、機関誌は彼らが口話法にかかわる具体的な情報を発する場であったと言える。しかしその中でも西川の執筆回数が群を抜いて多い。西川は毎号、平均2、3本、多い時には5本以上の記事を執筆している。「編集後記」では口話法に関する研究や実践報告の記事を投稿するよう会員にたびたび呼びかけており、西川は編集者として投稿記事が少ない時の埋め草原稿を執筆する役割も担っていたものと思われる。また主要執筆者の肩書を見ると、聾教育に携わる教員がほとんどであり、機関誌が教育現場からの声や実践記録を会員に紹介する場であったと言ってよいだろう。

#### ②記事内容の分類

欄の構成はたびたび変化しているが、概ね「論説」「教材研究」「実践報告」「資料」といった学校や家庭での指導に役立つ情報を中心となっている。これら記事の内、学校での指導と家庭での指導を取り扱う記事を抽出し、分類、集計したのが表2である。なお、記事の抽出なら

びに分類はあらかじめ厳密な指標(キーワード)を設定してのものではなく、記事の趣旨を筆者が読みとる方法を用いた。したがって、分析で得られる結果から機関誌に掲載された記事の特質を厳密な形で示すことには限界があるが、大体の傾向を見ることはできる。

表2. 記事の分類

	学校での指導			家庭での指導		
	論説	教材	実践報告	論説	指導法	体験談
1巻	8	5	4	4	5	3
2巻	20	8	13	7	7	8
3巻	13	10	13	5	3	11
4巻	11	19	19	13	2	4
5巻	13	14	16	1	3	0
6巻	14	27	7	1	3	4
7巻	3	4	2	0	2	0
小計	82	87	74	31	25	30
合計		243			86	

表2を見ると、創刊当初から学校と家庭での指導に関わる記事を一定数掲載していることがわかる。これは西川が創刊号の「巻頭言」で述べるように、機関誌が聾教育に携わる教員や研究者だけでなく聾児を持つ保護者も対象とした雑誌であったことの表れと言える。

学校での指導に関する記事は全部で243本ある。内、口話法の論説が82本、教材研究を扱ったものは87本、実践報告を扱ったものは74本である。論説では、西川、橋村、川本等による聾児に対する発音や読唇の教授方法に関する記事がほぼ毎号掲載されている。教材研究では、国語科教授細目や国語読本の分析、拡声器やラジオ放送、感覚練習用具の教材利用方法等が口話法を用いた具体的な実践を想定して検討されている。そして実践報告では、口話法を用いた実地授業の概要が報告されている。機関誌の構成としては、継続購読することで、西川等の口話法の概論を学び、具体的な教材活用方法の知識を入手し、そして実践方法のあり方を各学校の報告から知ることができるようになっている。

一方、家庭での指導に関する記事は全部で86本ある。内、論説が31本、指導法を扱ったものが25本、体験談が30本である。論説は、家庭での発音や読唇の教授法や保護者の家庭教育に対する意識のあり方が「聾児家庭教育私案」「聾児の家庭教育」と題して創刊当初より定期的に掲載されている<sup>19</sup>。指導法では、聾児が学校で学んだ内容を家庭でどう指導するか、その方法を取り扱ったものであり、主に現場の教師が投稿している。そして体験談では、聾児の子どもを持つ保護者や家族等による口話法を用いた子育て体験が報告されている。

このように、機関誌『口話式聾教育』は口話法の概論や具体的な指導方法といった情報を会員に伝達するのみならず、それら情報を受信した会員による実践や体験の語りを共有する機能を有していた。口話法に関心を持つ、あるいは実際に実践する全国の教師や保護者を、口話法の普及という目的の下につなぐ役割に機関誌は寄与するものであったと言える。

#### 2. 教員と保護者に向けた講習会活動

##### ①文部省後援口話教員養成講習会

機関誌に掲載された記事を拾い上げると、表3に示す通り文部省後援の口話教員養成講習会を6年間で7回開催している。

講習会の名称は第3回までは統一されていない。また講習期間は

第1回と2回は1, 2週間, 第3回以降は3ヶ月程度と変更している。名称ならびに期間の変更理由の説明がないので経緯については分からないが, 第3回を境に講習会の体裁が整えられた印象を受ける。

表3. 文部省後援口話教員養成講習会の開催状況

講習会名	期間	会場
第1回口話講習会	1925年1月6日～10日	名古屋市立盲啞学校
第2回聾口話教員養成講習会	1927年1月10日～26日	名古屋市立盲啞学校
第3回口話教員養成講習会	1928年1月10日～3月12日	名古屋市立盲啞学校
第4回口話教員養成講習会	1929年1月16日～3月15日	名古屋市立盲啞学校
第5回口話教員養成講習会	1929年4月20日～7月20日	大阪聾口話学校
第6回口話教員養成講習会	1930年1月12日～3月23日	名古屋市立盲啞学校
第7回口話教員養成講習会	1930年11月16日～2月22日	名古屋市立盲啞学校

「講習員資格」を見てみる。第1回の講習会は開催要項の掲載がないため不明だが、「口話式聾教育」第1巻第2号に掲載された「文部省後援口話講習会所感」(1925年4月刊行, 33-40頁)には全国各地の盲啞学校関係者の所感が載っており, 現職教員が講習を受けていたことがわかる。第2回の講習会では「幼稚園小学校又は聾学校に経験ある者及本会々員」, 第3回は「幼稚園, 小学校, 聾学校に経験ある者又は中学校, 高等女学校卒業生及本会々員」, 第4回から第6回は「県市又は盲啞学校長の推薦者」聾啞学校小学校幼稚園等の資格を有し且実際の経験ある者「中学校, 高等女学校(修業年限四ヶ年以上)を卒業し且つ聾啞学校小学校幼稚園の教育に経験ある者」が挙げられている。第7回の募集要項には「文部省後援第七回口話教員養成講習会規則」が載せられており, その第7条において「年齢三十五歳以下ノ男子」「小学校教員免許状ヲ有シ教育ノ経験アル者又ハ之ト同等以上ノモノ」「中等学校ヲ卒業シ教育ノ経験アル者又ハ之ト同等以上ノモノ」「聾児ノ家族ニシテ家庭教育ニ従事セントスルモノ」とある。特徴的なのは第7回である。若い男性教員と講習員の対象を限定している一方で, 家庭教育を担う家族も対象としている。家庭も口話法の普及を担う場として捉えていることを表している。

講習内容は座学と実地授業とされ, 時間数も概ね半々を割り当てられている。前者は, 橋村や川本をはじめとする盲啞学校教員や耳鼻咽喉科医師による口話法の理論, 耳鼻咽喉及び口腔機能といった生理学, 児童心理学等が講習科目とされた。例えば, 第2回では八木澤文吾(愛知医科大学教授)の「咽喉及び口腔の機能」, 川本宇之介の「聾口話教育の原理」, 橋村徳一の「口話法の理論及実際」, 安藤太郎(名古屋市立盲啞学校教諭)の「口話式基本練習及音韻教授」, 松永栄重(同訓導)の「聾国語教本巻一, 二の取扱に就て」等が講習科目として開講された<sup>20</sup>。また第6回では, 八木澤文吾の「発音器官の解剖生理」「残聴検査の結果に就いて」, 石川七五三二(愛知県児童研究所長)の「聾児の心理学」, 橋村徳一の「聾口話法概論」, 西川吉之助の「口話式家庭教育」, 名古屋市立盲啞学校聾部職員による各科教授法等が開講されている<sup>21</sup>。一方, 実地授業では講習員を数人のグループに分け, 開催校である盲啞学校に通学する児童のクラスに配属し, 授業参観及び座学で学んだ内容を踏まえた実践練習が行われた。

講習員の内, 所定教授日数の5分の4以上を出席し且つ修了認定試験に合格した者には修了証書が授与された。また第7回では「小学校教員の免許状を有し相当の経験を有し成績佳良の修了者には修了

後直ちに聾啞学校初等部教員の認可を与へらるる事になるであろうと思う」とあり, 講習会の修了が資格取得に結びつけられた。1930年6月刊行の「口話式聾教育」第6巻第6号(32-35頁)には第1回から第6回講習会での修了者128名の氏名と就職先が掲載されており, 修了者の内86名(67%)が盲啞学校や聾啞学校, 小学校内の聾口話学級に就職している。

修了者の就職率は高く, 修了後の就職が安定していたことは, 講習員にとって大きな魅力であったと言える。また普及会にとっても, 講習員の7割弱が修了後に口話法を用いた現場教員として実践にあたることは, 口話法の全国的普及・浸透を目指す上で大きなメリットが期待できるものであったと考えられる。

## ②家庭教育講習会

普及会が後援する家庭教育講習会は, 表4に示す通り6年間で6回開催された。内, 名古屋市立盲啞学校を会場とする講習会は名古屋市教育部社会教育課が主催している。

表4. 家庭教育講習会の開催状況

回数	期間	会場
1回	1926年7月21日～23日	広島県立盲啞学校
2回	1926年12月25日～27日	大分県立盲啞学校
3回	1927年6月13日～18日	名古屋市立盲啞学校
4回	1928年4月16日～21日	名古屋市立盲啞学校
5回	1929年11月16日～22日	名古屋市立盲啞学校
6回	1930年5月5日～14日	名古屋市立盲啞学校

橋村徳一は「口話式聾教育」第2巻第7号に掲載された「聾児家庭教育講習会開催の必要」(1926年7月刊行, 2-4頁)において, 未就学児及び就学児の保護者のために家庭教育講習会を開催する必要性を述べている。橋村によれば, 発語の力は2歳から4歳までに発達し8歳で停滞するため, 聾であることを発見したと同時に口話式教育を施すべきであり, また口話式教育を学校で受けたとしても保護者が学校任せにして家庭できちんと教育をしなければ, その効果は低くなることから, 未就学児及び就学児の保護者に「就学前又は入学後に於ける其の取扱方を理会(ママ)せしめて, その家庭々々に適したる方策を攻究せしむる事は聾教育上最も有益なる事業であらう」との考えを示している。つまり, 就学後の教育効果を上げるためにも, 保護者の口話法に対する理解を深める必要性を説くのである。

講習内容は, 座学と児童生徒の口話実演の見学とされた。前者は, 橋村や西川をはじめとする盲啞学校教員による口話法の意義や目的, 家庭での訓練方法, 発音機能の解説, 家庭教育者としての自覚に関する内容が講習科目とされた。例えば, 1927年7月に広島県立盲啞学校で開催された講習会では今井三六(広島県立盲啞学校校長)の「発音の生理及方法」と橋村徳一の「口話法の実際」が開講され<sup>22</sup>, 同年12月に開催された大分県立盲啞学校での講習会では西川吉之助の「聾児と家庭教育(入学以前)」, 橋村徳一の「口話法と家庭(入学以後)」, 森清克(大分県立盲啞学校校長)の「聾児と養護」, 森田栄次(大分県立盲啞学校教諭)の「聾児と職業」が開講された<sup>23</sup>。また名古屋市主催の講習会では, 1927年には橋村徳一の「家庭に於ける聾児の口話式教育法」, 松永栄重(名古屋市立盲啞学校教諭)の「目で人の言葉を理解せるには」, 安藤太

三郎(同教諭)の「物を上手に言はさせるには」等<sup>24</sup>が、1930年には八木澤文吾(愛知医大教授)の「聾児聴覚心理ニ就て」、松岡若義(名古屋市立盲聾学校教諭)の「口話式ノ特徴ト訓練上ノ注意」、安藤三三郎の「聾児教育者ノ発達ト家庭教育者ノ自覚」等<sup>25</sup>が講習科目として開講された。一方、口話実演では会場である盲聾学校に通学する児童生徒の授業を見学し、口話式教育の効果を目の当たりにした保護者を「感嘆惜く能はざらしめた」とある。講習会の参加者は全国から集まり、大分県立盲聾学校主催の講習会(1926年12月)では出席者が80名、傍聴者が150名程度、名古屋市立盲聾学校を会場とした講習会では、1927年度は約160名、1928年度は約140名、1929年度は146名が集ったことが報告されている<sup>26</sup>。

このように、口話法の習得を確実なものとするためには家庭の理解と協力は不可欠であるとする普及会の考えの下、家庭教育講習会の参加者には学校での教育を支える役割が期待されていたのである。

## おわりに

本稿では、1920年代半ばから30年代初頭における普及会の活動に注目して、口話法の普及を奨励する文部当局の意向がどのように具現化されたかを検討してきた。本稿で明らかになったことは、次の3つに整理できる。

第1に、普及会は盤石な組織を構築するために、常に文部省との結びつきの強化に努めていた。役員には文部省の現職あるいは元官僚が名を連ね、発会式には文部大臣や文部官僚を来賓として招き、文部省後援の講習会の開催、さらには財団法人化の際に事務局が文部省内に置かれたことから見てとれる。これは、口話法が文部省の推奨によるものと印象づけるのに効果をもたらしたと言えるだろう。一方で、普及会が盤石な組織となることは、口話法の習得による聾児の臣民への同化を進める文部当局の意向の推進にもつながった。

第2に、口話法を普及するためには、口話法の知識や技術を習得し、実践にあたる会員が必要となる。普及会の会則では教員と保護者が会員として規定された。つまり、普及会は学校だけではなく家庭も口話法を普及する場として想定し、その役割を教員と保護者に期待したのである。

第3に、会員は機関誌『口話式聾教育』の購読や講習会への参加を通して、口話法の知識と技術の習得が求められていた。口話法に関心を持つ、あるいは実際に実践する全国の教師や保護者を、口話法の普及という目的の下につなぐためにも、機関誌では口話法の概論や具体的な指導方法といった情報を会員に伝達するだけでなく、それら情報を得た会員が自らの実践経験や体験の語りを共有する誌面構成が組まれていた。他方、講習会においても定期的に開催することで、着実に口話法の実践者を養成した。このことは、教員養成を目的とする講習会の受講者の7割弱が修了後に現場教員に採用されていたことや、全国から毎年100名を超える保護者が家庭教育講習会に参加していたことが示している。機関誌の発行と講習会の開催は、学校と家庭での口話法指導者の養成に一定の効果をもたらしたものと考えられる。

以上のように、1920年代半ばから30年代初頭における普及会の活動とは、文部省による口話法教育の奨励という流れのなかで、その具現化を図る方途として、教育の射程を学校だけではなく家庭も含むことで、学校と家庭を取り込んだ普及の基盤を構築する試みとして特記できる。一方でそれは、天皇制教育体制の確立という流れのなかで、教員と同じように聾児の家族も学校で行われる教育を家庭で支える役割が付与されたことを表すのである。

## 付記

本研究は科研費(若手研究(B)、課題番号16K17406)の助成を受けたものである。

- 1 平田勝政「大正デモクラシーと盲聾教育—『盲学校及聾学校令』の成立過程の分析を通して—」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第37号、1989年、21—44頁。
- 2 ろう教育科学会『聴覚障害教育の歴史と展望』風間書房、2012年、71—72頁。
- 3 「聾哑物語」『江州日々新聞』(1928年6月27日付)。
- 4 川本が目指した聾教育モデルについては、藤川華子・高橋智「1920年代における川本宇之介の聾教育システム構想と官立東京聾学校改革」『東京学芸大学紀要1部門』第56号、東京学芸大学紀要出版委員会、2005年、201—216頁に詳しい。
- 5 川本宇之介『聾教育概説』中文館書店、1925年、2頁。
- 6 川本宇之介「欧米に於ける聾者の地位と生活」『聾哑界』第32号、1925年、2—11頁。
- 7 日本耳鼻咽喉科史編纂委員会編『日本耳鼻咽喉科史』日本耳鼻咽喉科学会、1983年、72頁。
- 8 岡田和一郎「聾哑者の社会的問題」『聾哑会』33号、1925年、5—18頁。
- 9 久保猪之吉「聾哑の意義」『聾哑会』19号、1919年、10—14頁。
- 10 耳鼻咽喉科医師による聾教育への関与については、佐々木順二「明治末期から昭和戦前期の耳鼻咽喉科医師による聾教育への関与—九州帝国大学医学部耳鼻咽喉科学教室を中心に—」『障害科学研究』34号、障害科学学会、2010年、221—230頁に詳しい。
- 11 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第6巻、財団法人教育研究振興会、1974年、765—771頁。
- 12 「文部時報」第128号、21頁、1924年2月21日。
- 13 前掲註11、『日本近代教育百年史』第6巻、765—771頁。
- 14 同前。
- 15 「財団法人聾教育振興会設立相談会記事」『口話式聾教育』第6巻第9号臨時増刊号、1930年、13—44頁。
- 16 同前、28—34頁。
- 17 「発会式概況」『聾口話教育』第7巻第5号、1930年、6—12頁。
- 18 水野錬太郎「聾者への赫灼たる光明」『聾口話教育』第7巻第5号、1930年、2—3頁。
- 19 例えば、西川吉之助が執筆する「聾児家庭教育私案」は第1巻(1号、2号、4号、6号)、第2巻(1号、3号、11号、12号)、第3巻(4号、6号、8号、10号、12号)、第4巻(2号、6号、8号、12号)で、パーサー・パートレットの「聾児の家庭教育」は第4巻(2号、4号、5号、7号、8号、9号、10号、11号12号)、第5巻(第1号)で掲載されている。
- 20 「文部省後援聾口話教員養成講習会開会」『口話式聾教育』第3巻第1号、1927年、23—24頁。
- 21 「文部省後援第六回口話教員養成講習会概況」『口話式聾教育』第6巻第2号、1929年、30頁。
- 22 「幼聾児家庭教育講話要目」『口話式聾教育』第2巻第8号、1926年、30頁。
- 23 「聾児家庭教育講習会」『口話式聾教育』第2巻第11号、1926年、21頁。
- 24 「市主催聾児口話式家庭教育講習会要項」『口話式聾教育』第3巻第6号、1927年、28—29頁。
- 25 「第四回聾児口話式家庭教育講座」『口話式聾教育』第6巻第4号、1930年、42頁。
- 26 大分県立盲聾学校で開催された講習会の参加者数は、「聾教育講習会並に、聾児家庭教育講習会概況」(第3巻第1号、1927年、16—29頁)、名古屋市主催の1927年度は「名古屋市主催口話式家庭教育講習会概況」(第3巻第8号、1927年、24—25頁)、1928年度は「名古屋市主催口話式家庭教育講習会概況」(第4巻第5号、1928年、25—26頁)、1929年度は「名古屋市主催口話式家庭教育講習会概況」(第5巻第12号、1929年、28頁)。